

## 小型移動式クレーン運転技能講習の講師資格

労働安全衛生法別表第20(77条関係)十五		平成16年3月19日基発第0319009号 (8)登録教習機関の登録(77条関係) [3]講師等(労働安全衛生法第2項第2号関係)・・・別添6
講習科目	条 件	
学 科 講 習	小型移動式クレーンに関する知識 一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの <b>設計、製作、検査又は整備の業務</b> に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と <b>同等以上の知識経験を有する者</b> であること。	1 表の「条件」欄の「 <b>設計、製作、検査又は整備の業務</b> 」とは、設計、製作、検査又は整備に関する業務に直接従事する者のほか、これらの業務に直接従事する者を管理、監督する工作係長、検査係長等の業務が含まれるものであること。  2 表の「小型移動式クレーンに関する知識」、「原動機及び電気に関する知識」及び「小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識」の項の「条件」の欄第3号の「 <b>同等以上の知識経験を有する者</b> 」は、次に掲げる者が該当すること。 (1) 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後5年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するもの (2) 移動式クレーン運転実技教習の指導員として3年以上の経験を有する者 (3) 10年以上移動式クレーンの取扱いの業務に従事した経験を有する者
	原動機及び電気に関する知識 一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの <b>設計、製作、検査又は整備の業務</b> に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と <b>同等以上の知識経験を有する者</b> であること。	
	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 一 大学等において力学に関する学科を修めて卒業した者であること。 二 高等学校等において力学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と <b>同等以上の知識経験を有する者</b> であること。	
	関係法令 一 大学等を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 二 前号に掲げる者と <b>同等以上の知識経験を有する者</b> であること。	
実 技 講 習	小型移動式クレーンの運転 一 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後一年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。	5 表の「移動式クレーンの運転 移動式クレーンの運転のための合図」の項の「条件」の欄第4号の「 <b>同等以上の知識経験を有する者</b> 」は、10年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有する者が該当すること。
	小型移動式クレーンの運転のための合図 二 高等学校等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で、その後三年以上移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 三 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者で、その後五年以上小型移動式クレーンの運転の業務に従事した経験を有するものであること。 四 前三号に掲げる者と <b>同等以上の知識経験を有する者</b> であること。	